東建事協発第２２号

平成２８年４月８日

**会　員　各　位**

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

会　　長 　大　内　達　史

情報委員長　 加　藤　峯　男

**国及び東京都の予算等に対する意見の調査について**

　平成２９年度の「国の予算等について」と「東京都予算等について」の要望書作成にあたり、会員の皆様からの要望事項を収集します。

要望書に記載する提言がございましたら、ぜひご意見をお聞かせいただきたくお願いいたします。会員の皆様よりいただいたご意見は、情報委員会ならびに理事会で要望の内容、提出先、方法等を検討し、然るべき方法で要望していきます。

下記に参考事例として要望事項項目を掲げましたが、下記項目に関わる要望事項でも関わらない項目でも構いません。日頃の建築士活動でお困りのことで、国や東京都の次年度の予算や施策に盛り込んでほしいこと、建築士法、もしくは建築物基準法ほか建築に関する他の法律、命令、条例の規定で見直してほしいこと等について、私たち建築士の活動環境の改善に繋がり、安全・安心な住みよいまちづくりに寄与すると思われる方策・アイデアをお持ちでしたら、末尾のアンケート用紙にご意見・ご提言をご記入の上、本協会事務局までファクシミリもしくはＥメールでお送りください。

**記**

**１．要望の参考事例**

1. **国もしくは東京都の次年度の予算や各種施策に盛り込んでほしいこと**
2. 既存ストックの耐震化とバリアフリー化を促進する施策
3. 少子化・人口減少の歯止めの一助となる子育て支援策
4. 既存ストック活用を促進する施策

４）中古住宅市場を活性化する施策

５）次世代の建築士の育成につながる施策

６）古い建築物、伝統的な街並み、文化遺産等の保存支援策

1. **建築士法もしくは建築基準関係規定で現行規定の内容を見直してほしいこと。**
2. 既存ストックの耐震化・バリアフリー化を目的とした共同住宅の建替えを難しくしている規定
3. 既存ストックの子育て支援施設への転換を図る場合の障害となる規定

３）空き家の利活用の妨げとなっている規定

４）東京都における自然保護と回復に関する条例及び各区市で定める緑化基準

５）省エネルギー法（省エネルギー基準及び届出制度）

６）ハートビル法（東京都ハートビル条例、東京都福祉のまちづくり条例を含む）

７）大店立地法（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針）

８）建築基準法の集団規定（用途制限、容積制限、高さ制限等）に関すること

**（３）申請、届出等手続きに関すること**

 １）確認申請（新築、増築、用途変更、大規模な模様替え等）

２）計画敷地行政との条例、要綱等に基づく事前協議

３）仮使用申請

４）一団地認定申請

５）指定確認検査機関制度

６）開発許可申請制度

７）総合設計許可申請制度

８）住宅性能表示制度

**（４）業務報酬規程に関すること**

**（５）建築士の懲戒処分、建築士事務所の監督処分に関すること**

**（６）業者選定の方法に関すること**

**（７）デザインビルドに関すること**

**（８）建築士定期講習制度に関すること**

**（９）建築士事務所賠償責任保険に関すること**

**（10）その他**

**２．提出期日　　5月10日（火）まで下記まで送付をお願いします。**

**ＦＡＸ：０３-３２０３-２６０２ 　Ｅ-mail：jimu20@taaf.or.jp**

**３．問い合せ　　電　話：０３-３２０３-２６０１　 ：事務局担当／加登**

|  |
| --- |
|  |

要望送付用紙

平成２９年度 国及び都に対する意見

平成　　年　　月　　日

建築士事務所名 　　　　　　　 　　　 　（　　　　　　　支部）

氏　　　　　名

電話番号　 FAX番号

Eメールアドレス

**◇　国もしくは東京都の予算等に関する要望事項**

　（国対するものでも、東京都に対するものでもどちらでも構いません。要望内容を具体的にお書きください。用紙が不足の場合、コピーしてご使用下さい。）

<要望したい事項>